

つくばみらい市耐震改修促進計画改定（案）

2022年12月

つくばみらい市

[目 次]

はじめに

1. 計画の目的	1
2. 本計画の位置づけと他の計画との関係	1
3. 計画期間	2
4. 耐震化の必要性	2
5. 本計画の対象とする区域及び建築物	4

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1-1 つくばみらい市で想定される地震の規模・被害の状況	6
1-2 耐震化の現状	11
1-3 耐震改修等の目標	14
1-4 住宅の耐震化に関するアンケート調査	15
1-5 課題の整理	30

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

2-1 耐震診断及び耐震改修に関わる基本的な取り組み方針	31
2-2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	32
2-3 耐震化を促進するための環境整備	34
2-4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	35
2-5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	36
2-6 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備	38

第3章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び指導等

3-1 地震ハザードマップの作成・公表	39
3-2 相談体制の整備及び情報提供の充実	39
3-3 講演会の開催やパンフレットの作成・配布	39
3-4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導策	39
3-5 町内会等との連携策及び取り組み支援策について	40
3-6 耐震改修促進法による指導等の実施	40
3-7 建築基準法による勧告又は命令等の実施	40

はじめに

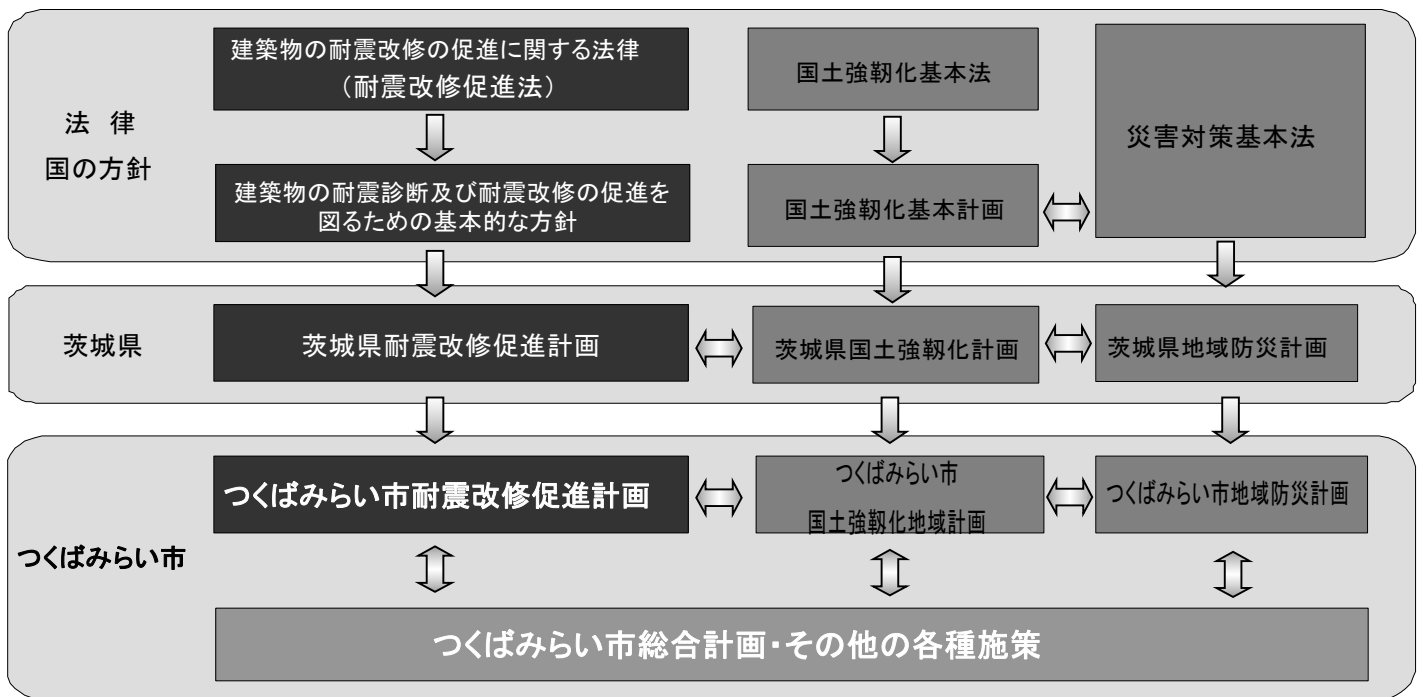
1. 計画の目的

本計画は、市内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定します。

2. 本計画の位置づけと他の計画との関係

本計画は、2013年11月25日に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号、以下「法」という。)の第6条第1項に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定するものです。

本計画は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(2021年12月21日国土交通省告示第1537号、以下「国の基本方針」という。)や「茨城県耐震改修促進計画」(2007年3月策定(2022年3月改定、以下「県計画」という。))を上位計画に、「つくばみらい市国土強靱化地域計画」、「つくばみらい市地域防災計画」、「つくばみらい市総合計画」との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項について定めることとします。



図A つくばみらい市耐震改修促進計画の位置づけ

3. 計画期間

本計画の期間は、原則として2023年度から2025年度までの3年間とし、住宅や建築物等の耐震化へ向けた取り組みを推進します。なお、耐震化に関する国や県の施策の動向や、耐震化の進捗状況に応じて計画内容を見直すこととします。

4. 耐震化の必要性

【地震はいつどこで起きてても不思議でない状況となっています】

1995年の阪神・淡路大震災では、地震により多くの尊い命が奪われ、地震による直接的な死者数の約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものと報告されています。さらには倒壊した建築物等は、火災を発生させたり、避難や救援・消火の妨げになったり、がれきの発生等による被害の拡大を招きました。



▲新潟県中越沖地震による住宅の倒壊

その後も、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、新潟県中越沖地震などの大地震が頻発し、家屋倒壊等による甚大な被害が発生している状況にあり、このような地震による被害は「いつ」「どこで」発生してもおかしくないといえます。

つくばみらい市が位置する茨城県では、2011年3月11日の東日本大震災により、最大震度6強を観測し、死者・行方不明者25名、一部損壊を含めた家屋の被害は21万戸を超える甚大な被害を受けました。また、つくばみらい市内においては、一部損傷を含めた2,548戸が被害を受けています。

【地震による人的・経済的被害を軽減するために】

大地震の発生を阻止したり予想したりすることは、現在の科学技術では非常に難しいことですが、地震による被害を軽減することは可能です。死傷者の発生、延焼火災の発生、消火・救援・避難活動の遅れ(道路が通行できない)などは、住宅・建築物の倒壊により被害が大きくなることが分かっています。つまり、住宅・建築物を倒壊しないようにすること(耐震化)が、多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的であるといえます。

【耐震に関する関係法令の改正及び県計画の策定について】

2006年1月には、計画的かつ効果的な耐震化を目的として、各自治体による「耐震改修促進計画」の策定責務などを盛り込んだ法改正がなされ、建築物(特定建築物)に対する指導等の強化など新たな条項が規定されましたが、建築物の耐震化が順調に進まず、民間・公共建築物ともに耐震性が不足した建築物が多く残された状況にあり、2011年3月11日の東日本大震災により、茨城県を含め、広範囲の地域で甚大な被害を受けました。

国では、東日本大震災を踏まえ、今後予想される南海トラフで発生が予想されている巨大地震や首都直下地震における被害軽減を図るため、2013年11月に法の改正を施行し、耐震化促進のための規制強化を行っています。

【法の主な改正点】

- ① 多数の者が利用する建築物等(特定建築物)*のうち大規模なものなどについて、耐震診断を行い報告することを義務付けし、結果を公表すること
- ② 耐震改修計画の認定基準が緩和され、対象工事が拡大され新たな改修工法も認定可能となり、容積率や建ぺい率の特例措置が設けられた
- ③ 区分所有建築物における耐震改修の必要性の認定を受けた建築物について、大規模耐震改修を行おうとする場合の決議要件の緩和
- ④ 耐震性に係る表示制度を創設し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示可能となる

※【特定建築物(法第14条)】

第1号：学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、福祉施設等多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの

第2号：火薬類、石油類、その他の危険物の一定数量以上のものの貯蔵場、処理場

第3号：茨城県やつくばみらい市の耐震改修促進計画に記載された緊急輸送道路や避難路等を閉塞させるおそれがある建築物

5. 本計画の対象とする区域及び建築物

本計画の対象区域はつくばみらい市全域とします。

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として以下の建築物を対象とし、旧耐震基準(1981年5月31日以前の基準)の建築物の耐震化を重点的に推進するものとします。

【計画の対象とする建築物】

- ① **住宅**
戸建住宅、共同住宅
- ② **特定建築物**（法第14条第1号に示される建築物で政令で定める規模以上のもの）
学校、体育館、病院など
- ③ **市有建築物**
学校、庁舎、図書館、公民館など

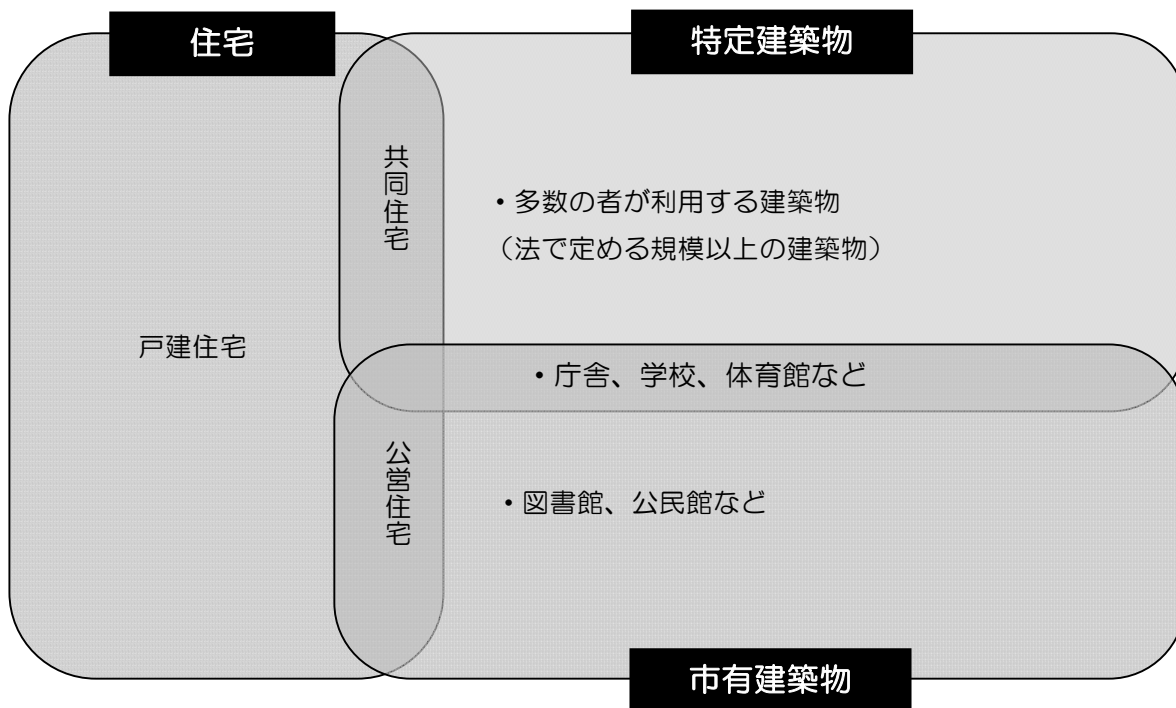


図 B 計画の対象とする建築物

表 A 特定建築物等一覧

用 途		指導・助言対象 (法第 15 条第 1 項)	特定既存耐震不適格建築物 (法第 14 条)	
			指示対象 (法第 15 条第 2 項)	耐震診断義務付け対象 (法附則第 3 条)
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,500m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 1,000m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数 2 以上かつ 3,000m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000m ² 以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの。含学校)		階数 1 以上かつ 1,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000m ² 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000m ² 以上
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000m ² 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物				
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅の 1/2 超の高さの建築物(道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 越)		耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅の 1/2 超の高さの建築物(道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 越)
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な病院、官公所、災害応急対策に必要な施設等の建築物

※太字枠内は要安全確認計画記載建築物を示す。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1-1 つくばみらい市で想定される地震の規模・被害の状況

1) 過去に受けた地震被害

茨城県内では、2011年3月11日に発生した東日本大震災において、震度6強の揺れを観測しています。また、震度5前後の地震が頻繁に見られるようになっており、南関東地域直下での大型地震発生については、切迫性を有しているとされています。

表 1-1 茨城県内の主な地震被害

発生日	震源地	マグニチュード※	県内最大震度	茨城県の被害状況
昭和47(1972)年2月29日	八丈島東方沖	7.0	4	常磐線の鉄橋橋げたに亀裂
昭和49(1974)年8月4日	茨城県南部	5.8	4	死者1、負傷者1 瓦の落下十数件／震央付近
昭和53(1978)年6月12日	宮城県沖	7.4	4	墓石落下など
昭和57(1982)年7月23日	茨城県沖	7.0	4	住家屋根・壁の一部破損 窓ガラス破損
昭和58(1983)年2月27日	茨城県南部	6.0	4	ガス管破損9、水道管破損7 壁の亀裂・剥落等
昭和62(1987)年12月17日	千葉県東方沖	6.7	4	負傷者4、住家一部破損1,259
平成2(1990)年5月3日	茨城県北部	5.4	4	負傷者2、文教施設被害、鉄道不通
平成5(1993)年5月21日	茨城県南部	5.4	3	住家被害57、鉄道不通
平成7(1995)年1月7日	茨城県南部	5.4	4	断水250、窓ガラス破損2、鉄道不通
平成12年(2000)年7月21日	茨城県沖	6.4	5弱	断水26、瓦の落下及び破損 各1
平成14(2002)年2月12日	茨城県沖	5.7	5弱	負傷者1、文教施設被害12
平成14(2002)年6月14日	茨城県南部	5.1	4	負傷者1、ブロック塀破損4 建物被害8、塀倒壊5
平成17(2005)年2月16日	茨城県南部	5.3	5弱	負傷者7、ブロック塀倒壊1
平成20(2008)年5月8日	茨城県沖	7.0	5弱	負傷者1、住家一部破損7 工場でガス漏れ
平成23(2011)年3月11日	三陸沖 他 (東北地方太平洋沖地震) ※東日本大震災	9.0	6強	死者66、行方不明1、負傷者714 住家全壊2,634、住家半壊24,995 住家一部破損191,490 住家床上浸水75、住家床下浸水624
平成23(2011)年4月11日	福島県浜通り	7.0	6弱	負傷者4
平成23(2011)年4月16日	茨城県南部	5.9	5強	負傷者2
平成23(2011)年7月31日	福島県沖	6.5	5弱	負傷者5
平成24(2012)年12月7日	三陸沖	7.3	5弱	負傷者2、非住家被害3
平成28(2016)年11月22日	福島県沖	7.4	5弱	住家一部破損2
平成28(2016)年12月28日	茨城県北部	6.3	6弱	負傷者2 住家半壊1、住家一部破損25
平成29(2017)年8月2日	茨城県北部	5.5	4	負傷者2
令和3(2021)年2月13日	福島県沖	7.3	5弱	負傷者3

出典：水戸地方気象台「茨城県の地震災害の記録」（2021年2月現在）

2) 影響が想定される地震

本市ではつくばみらい市地域防災ハザードマップにおいて、「茨城県南部地震(M7.3)」が発生した場合に、最大で震度6強が想定されています。本計画における被害想定は、「茨城県南部地震(M7.3)」が発生した場合としています。

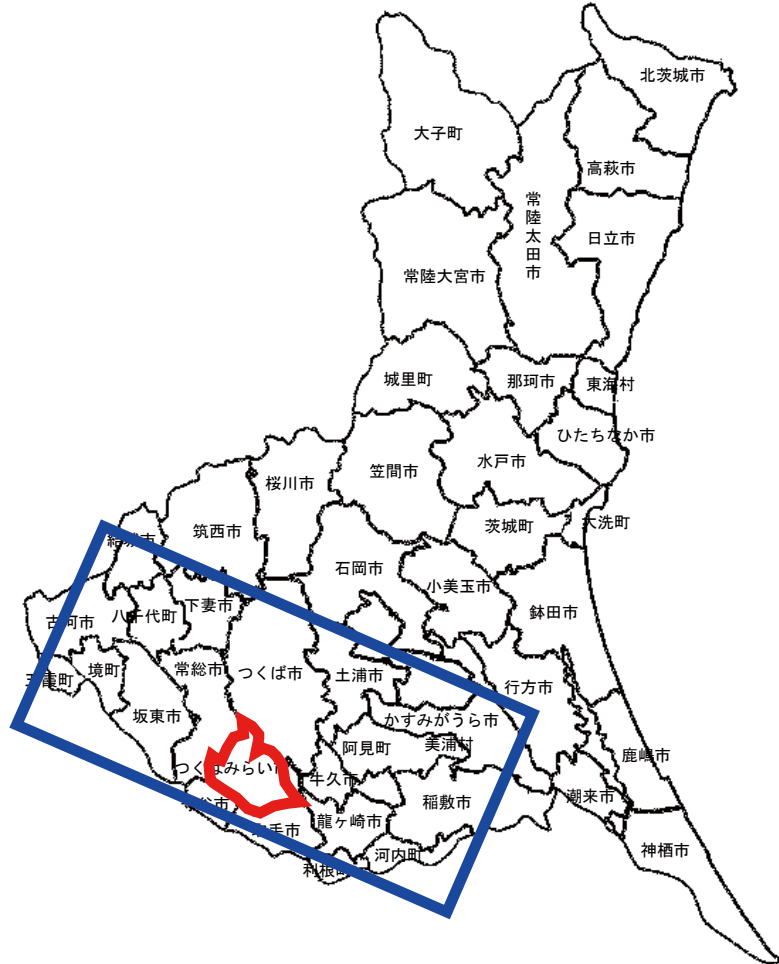


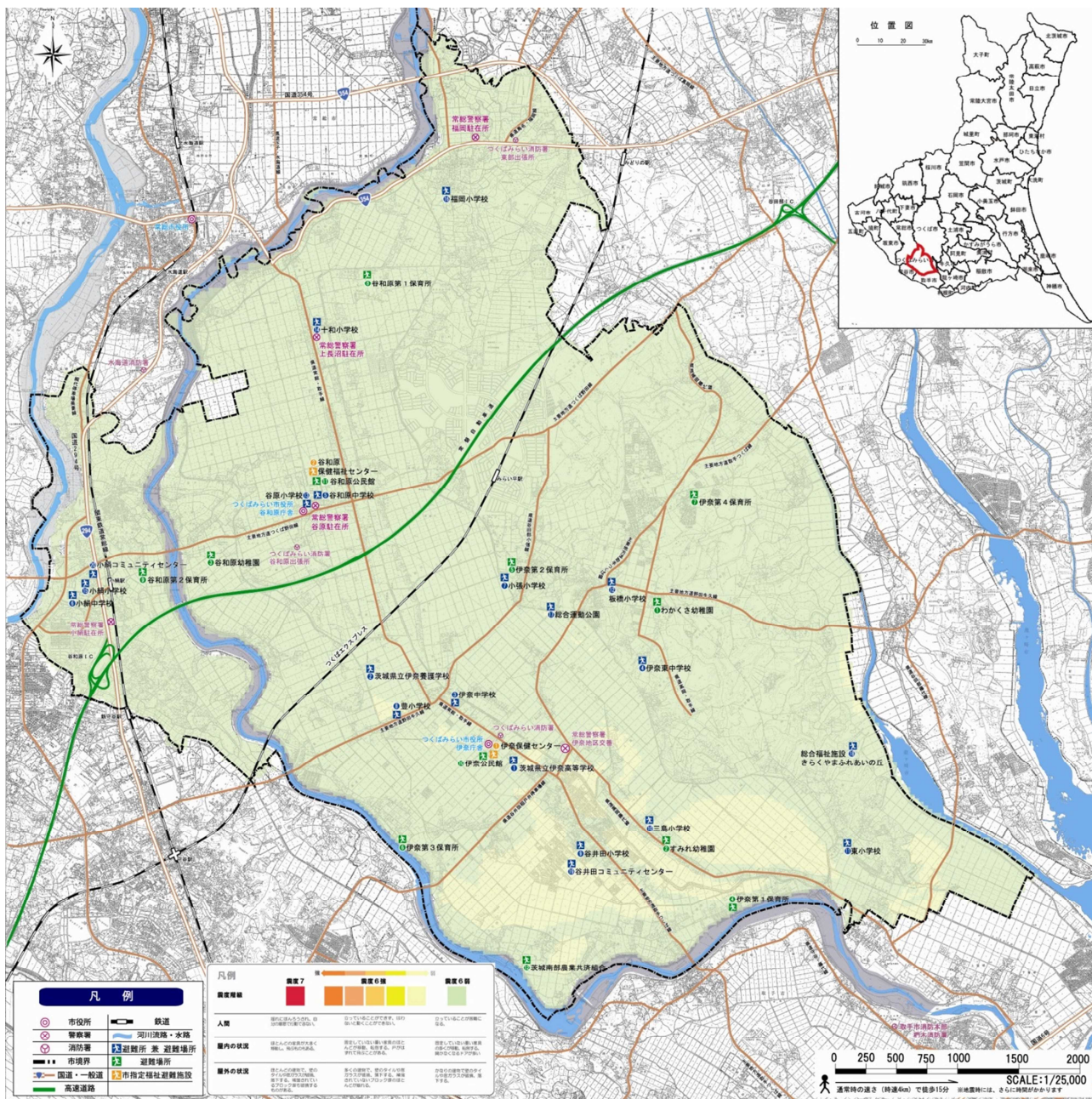
図1-1 想定地震

3) 地震による震度予測

想定した地震による市内の震度分布を以下に示します。

市全体で震度6弱～6強の揺れが予測されます。

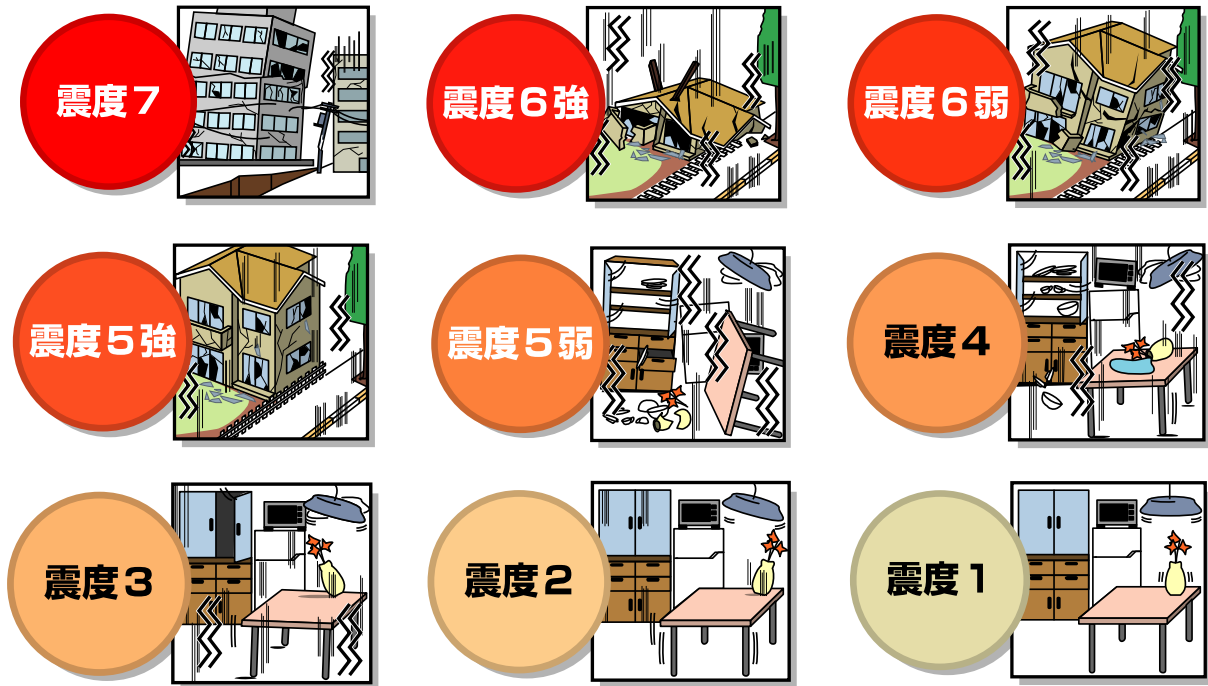
市南部の地形特徴から部分的にゆれやすい地盤(後背湿地)の影響があり、市南部に想定震度6強が予想されます。



出典：つくばみらい市 地震防災マップ 揺れやすさマップ(平成20年3月作成)

図1-2 想定地震による市内の震度分布

表1-2 震度ごとの被害状況の目安



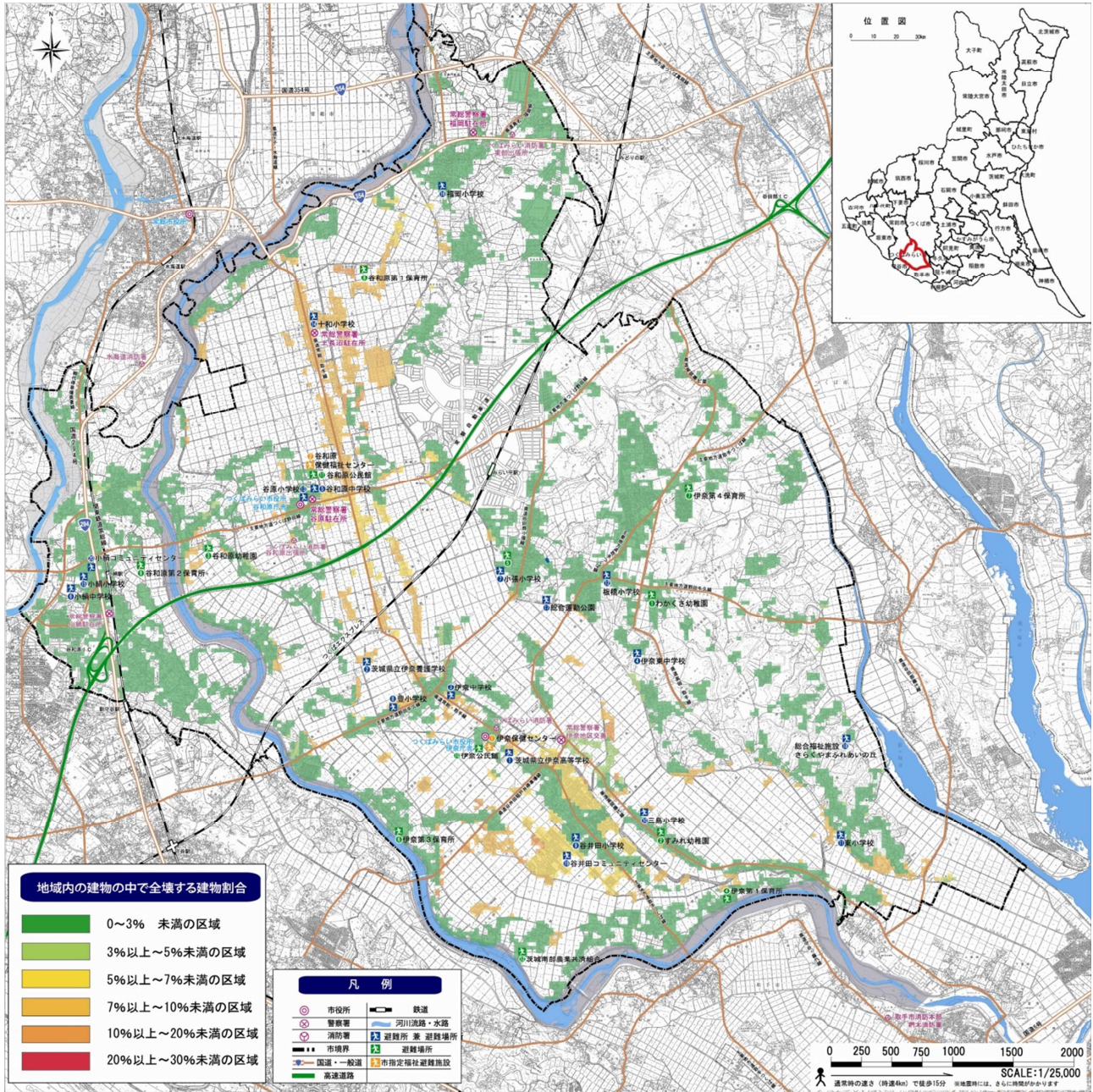
震度	人 間	屋内の状況	屋外の状況
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛びものもある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛び出すことがある。	耐震性の低い木造住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	耐震性の低い木造住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	耐震性の低い木造住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	耐震性の低い木造住宅では、壁や柱が破損するものがある。
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。		

出典：気象庁ホームページ、気象庁震度階級関連解説表

4) 地震による被害想定

本計画における想定地震による建物の倒壊率を下図に示します。

倒壊率は市内の地区によって異なりますが、特に震度が6強と予測された地区では一部で倒壊率が10%以上と比較的大きくなるものと想定されます。



出典：つくばみらい市 地震防災マップ 地域の危険度マップ(平成20年3月作成)

図1-3 直下型地震による市内の建物倒壊率

1-2 耐震化の現状

1) 住宅

県の2021年度推計では、茨城県全体の住宅総数は約1,156,900戸で、うち耐震性を有するものが約1,058,265戸であり、耐震化率は約91.5%と推定されています。

2022年1月1日時点で本市の住宅総数は約19,481戸であり、そのうち戸建て住宅は約18,756戸、共同住宅等は約725戸となっています。住宅は課税台帳の棟数を1戸と換算しました。

戸建て住宅・共同住宅等の構造や建築年等から耐震化率を推計すると、本市の住宅全体の耐震化率は約77.5%となっています。

※耐震性の有無については、基本的に1982年以降の新耐震基準が適用されている住宅に耐震性があるとします。1981年以前に建てられた住宅についても、一定の割合で耐震性を備えたものと仮定しています。

表 1-3 市内住宅の耐震化率(2022.1.1時点)

内容	戸建住宅 (戸)	共同住宅 (戸)	合計 (戸)
合計	18,756	725	19,481
新基準	13,531	719	14,250
旧基準	5,225	6	5,231
耐震改修済	240	-	240
補強なし	4,985	6	4,991
新基準適合率	12 %	76 %	-
適合戸数推定	598	5	603
耐震性あり 計	14,369	713	15,093
耐震性不足 計	4,387	1	4,388
耐震化率	76.6%	99.9%	77.5%

※市固定資産家屋課税データを元に作成

※住宅の耐震化率

$$\frac{1982 \text{ 年以降の住宅戸数} + 1981 \text{ 年以前のうち耐震性を有する住宅戸数}}{\text{全住宅戸数}} = \text{耐震化率}$$

2) 特定建築物

法第14条において、特定建築物の所有者は当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は、民間建築物は93.7%、公共建築物については100%となっています。

表 1-4 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（2020 年度末時点）

用途	建築物数	全棟数 A=B+C	新耐震基準 建築物 B	旧耐震基 準 建築物 C	耐震性を 満たす D	耐震化さ れている 建築物 E=B+D	耐震化率 (%) F=E/A
1. 学校		36	20	16	16	36	100.0
民間		2	2	0	0	2	100.0
公共		34	18	16	16	34	100.0
2. 社会福祉施設		4	4	0	0	4	100.0
民間		3	3	0	0	3	100.0
公共		1	1	0	0	1	100.0
3. ホテル・旅館		2	2	0	0	2	100.0
民間		2	2	0	0	2	100.0
公共		0	0	0	0	0	—
4. 店舗・百貨店		2	1	1	0	1	50.0
民間		2	1	1	0	1	50.0
公共		0	0	0	0	0	—
5. 賃貸共同住宅		21	20	1	0	20	95.2
民間		21	20	1	0	20	95.2
公共		0	0	0	0	0	—
6. その他		24	21	3	2	23	95.8
民間		18	17	1	0	17	94.4
公共		6	4	2	2	6	100.0
総計		89	68	21	18	86	96.6
民間		48	45	3	0	45	93.7
公共		41	23	18	18	41	100.0

3) 市有建築物

市有建築物は、庁舎や学校、社会福祉施設など、地震発生時あるいは発生後の災害対策や避難・救護など重要な役割を担います。

本計画で対象とする市有建築物は、多数の方が利用する施設とし、耐震化率は97.5%となっています。

表 1-5 市有建築物の耐震化率

(2022 年度末時点)

用途	建築物数	全棟数	新基準建築物	旧基準建築物	耐震性を満たす	耐震化されている建築物	耐震化率 (%)
		A=B+C	B	C	D	E=B+D	F=E/A
1. 事務所・庁舎等		6	5	1	1	6	100.0
2. 学校（体育館含む）		71	43	28	28	71	100.0
3. 幼稚園・保育所等		11	6	5	5	11	100.0
4. 市営住宅		7	7	0	0	7	100.0
5. その他（公民館、運動公園等）		28	23	5	2	25	89.2
合計		123	84	39	36	120	97.5

1-3 耐震改修等の目標

1) 住宅

住宅は、日常生活を営むうえで最も滞在時間の長い場所であるため、地震時の人的被害を抑制するために安全性の確保が重要であるだけでなく、被災後の生活や経済活動の維持においてもその耐震化は非常に重要です。本計画では国の基本方針及び県計画に基づいて、2030年度までに耐震性の不足する住宅ストックを概ね解消することを目標とします。

2) 特定建築物

特定建築物は多数の方が利用することから、耐震化をより促進していくことが必要となります。

市内の公共特定建築物の耐震化率は100%となっているため、今後は、民間特定建築物の所有者への啓発活動等を通じて耐震化を促進し、2025年度までに耐震性が不足する建築物を概ね解消を目指します。

3) 市有建築物

市有建築物は、庁舎や学校など、地震発生時あるいは発生後の災害対策や避難・救護など重要な役割を担うことから優先的に耐震化を進めていき、2030年度までに100%を目指します。

1-4 住宅の耐震化に関するアンケート調査

市では無料で耐震診断を受けることができる「耐震診断士派遣事業」や耐震改修工事にかかる費用を補助する「耐震補強補助事業」を実施していますが、耐震化率は毎年微増です。

耐震化が進まない原因を把握するため、建築基準法の改正で新耐震基準が定められる以前（昭和56年5月31日）に建築確認を受けて建築された住宅に住む市民1,000人

に対して耐震化に関する無記名のアンケート調査を実施しました。

1) 実施期間

令和4年6月から7月

2) 調査方法

配布：郵送

回答：郵送またはWEB

3) 調査対象

令和4年6月時点で昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された住宅に住む市民の中から1,000人を無作為に抽出

4) 回収状況

配布数 1,000人

回収数 371人（内WEB回答 25人）

回収率 37.1%

5) 調査項目

質問1. 年齢

質問2. 家族構成

質問3. 耐震診断士派遣事業の

質問4. 耐震診断の実施状況

質問5. 耐震診断を受けない理由

質問6. 耐震改修工事、建て替え工事にかかる費用に対する補助

質問7. 耐震改修工事の実施状況

質問8. 耐震改修工事を行わない理由

質問9. 耐震改修工事にかけることができる上限金額

質問10. ブロック塀等撤去補助事業

質問11. 所有するブロック塀等の状況

質問12. ブロック塀等の撤去、改修実施状況

質問13. ブロック塀等の撤去、改修を行わない理由

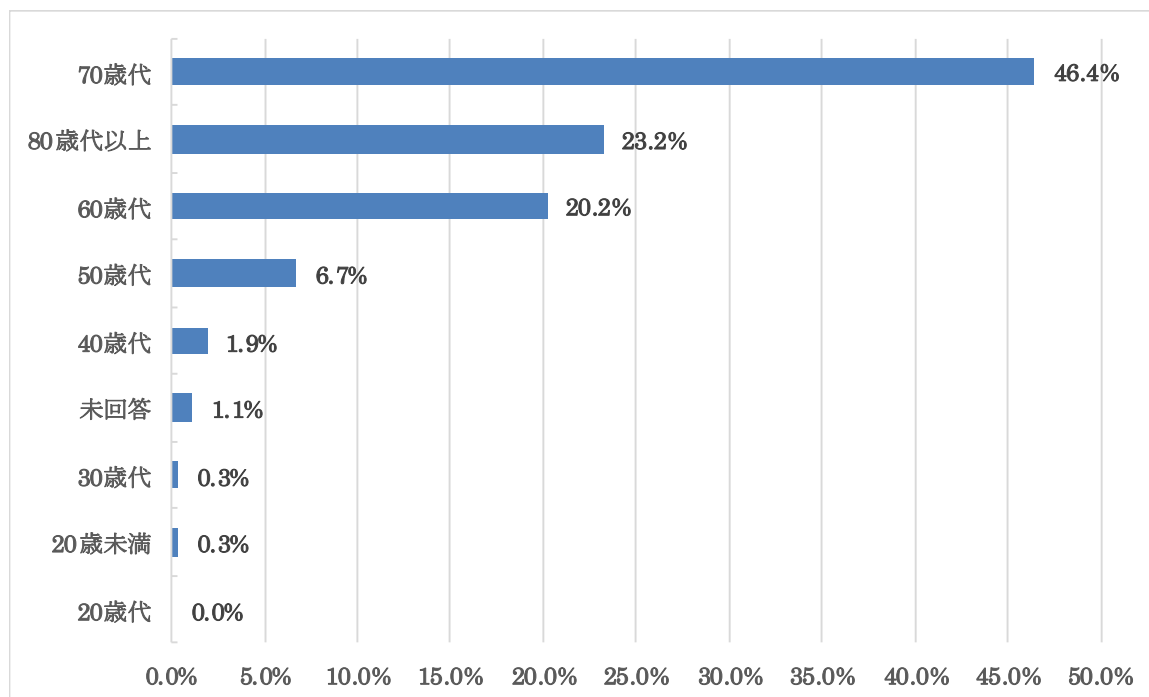
質問14. 住宅の耐震化を促進するために必要な施策

6) 調査結果

質問1. あなたの年齢をお答えください。

回答1

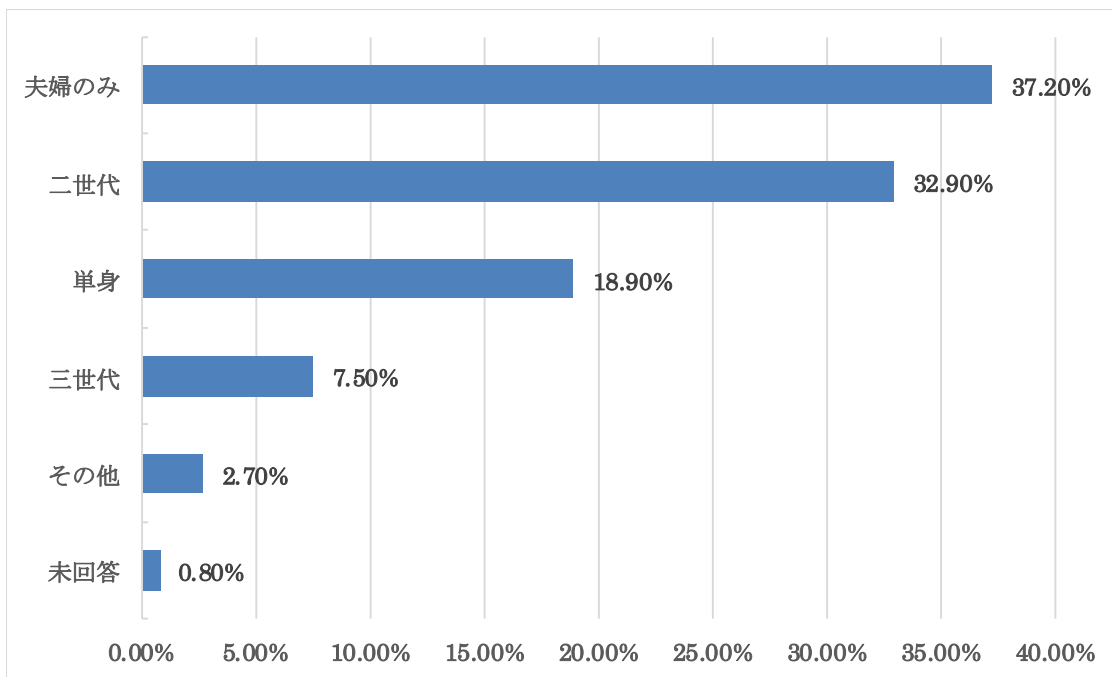
選択肢	回答数	割合
①20歳未満	1	0.3%
②20歳代	0	0%
③30歳代	1	0.3%
④40歳代	7	1.9%
⑤50歳代	25	6.7%
⑥60歳代	75	20.2%
⑦70歳代	172	46.4%
⑧80歳代以上	86	23.2%
⑨未回答	4	1.1%
回答数	371	100%



質問2. 同居されているご家族の構成をお答えください。

回答2

選択肢	回答数	割合
①二世代	122	32.9%
②夫婦のみ	138	37.2%
③单身	70	18.9%
④三世代	28	7.5%
⑤その他	10	2.7%
⑥未回答	3	0.8%
回答数	371	100%



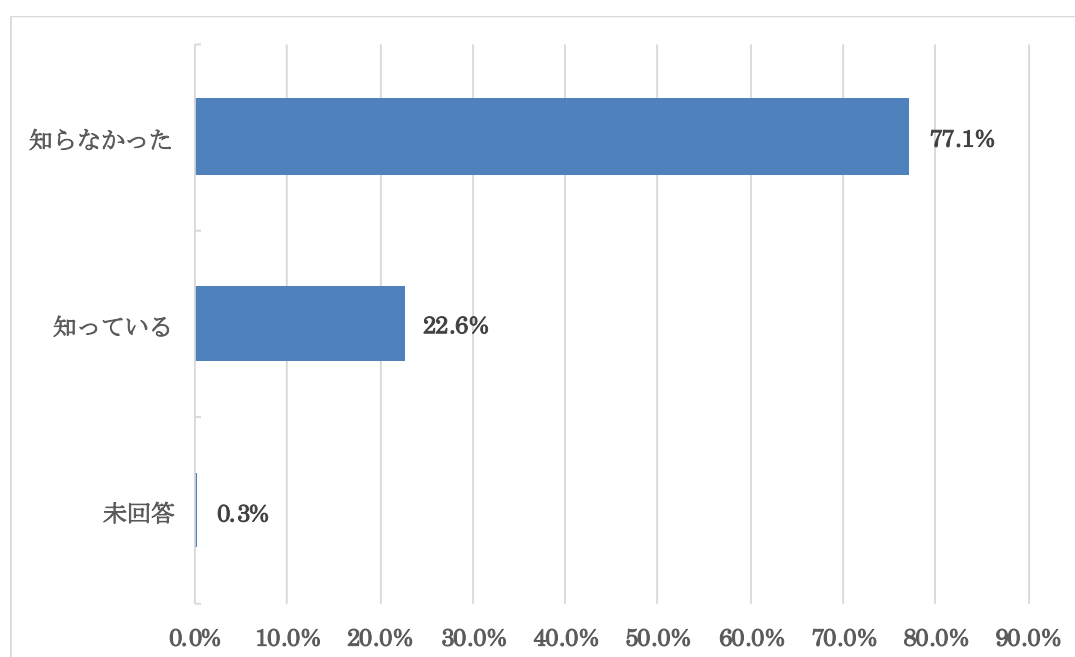
「その他」の回答

- ・兄弟
- ・四世代

質問3. 昭和56年6月以前に建てられた木造住宅の耐震診断を無料で実施する事業が市にあることをご存じですか。(諸要件あり)

回答3

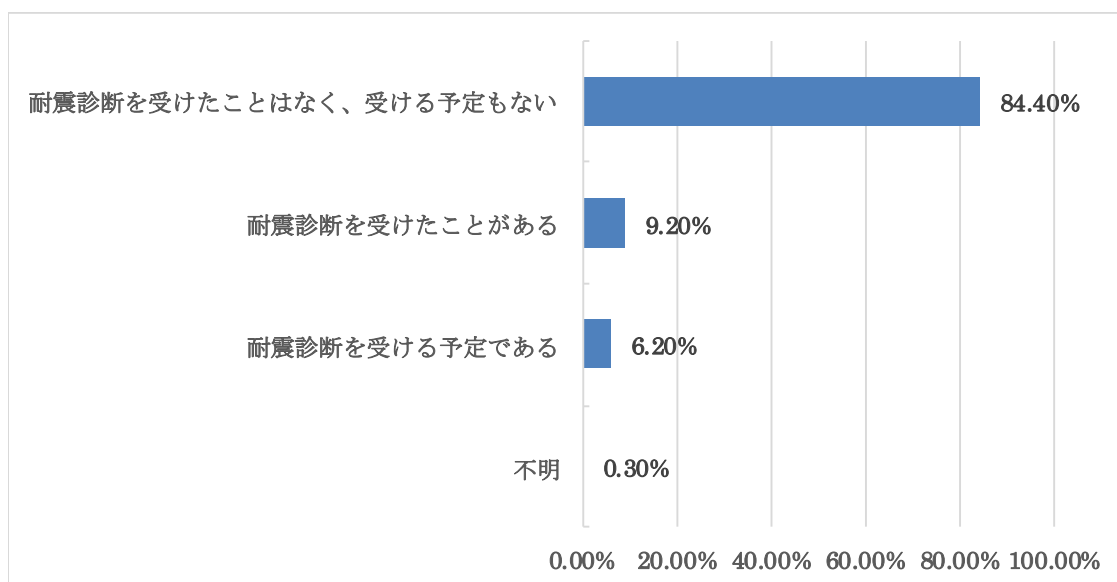
選択肢	回答数	割合
①知っている	84	22.6%
②知らなかった	286	77.1%
③未回答	1	0.3%
回答数	371	100%



質問 4. 現在のお住いの耐震診断の実施状況について、お答えください。

回答 4

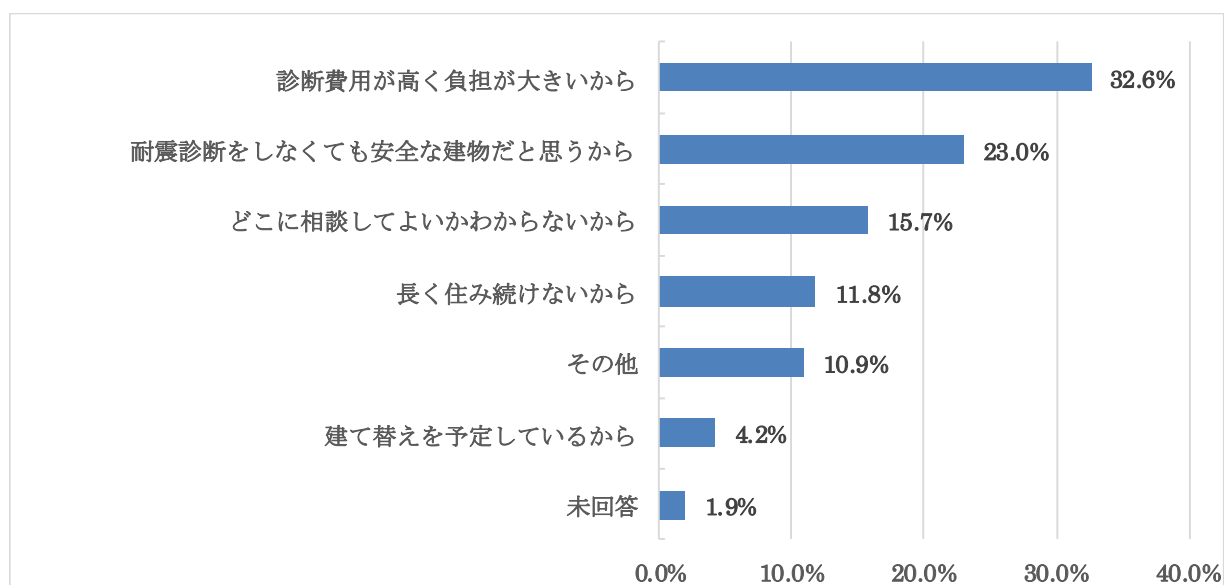
選択肢	回答数	割合
①耐震診断を受けたことがある	34	9.2%
②耐震診断を受ける予定である	23	6.2%
③耐震診断を受けたことはなく、 受ける予定もない	313	84.4%
④不明	1	0.3%
回答数	371	100%



質問5. 質問4で③に回答した方にお伺いします。
耐震診断を受けない理由をお答えください。

回答5

選択肢	回答数	割合
①耐震診断をしなくても安全な建物だと思うから	72	23.0%
②建て替えを予定しているから	13	4.2%
③どこに相談してよいかわからないから	49	15.7%
④診断費用が高く負担が大きいから	102	32.6%
⑤長く住み続けないから	37	11.8%
⑥その他	34	10.9%
⑦未回答	6	1.9%
回答数	313	100%



「その他」の回答

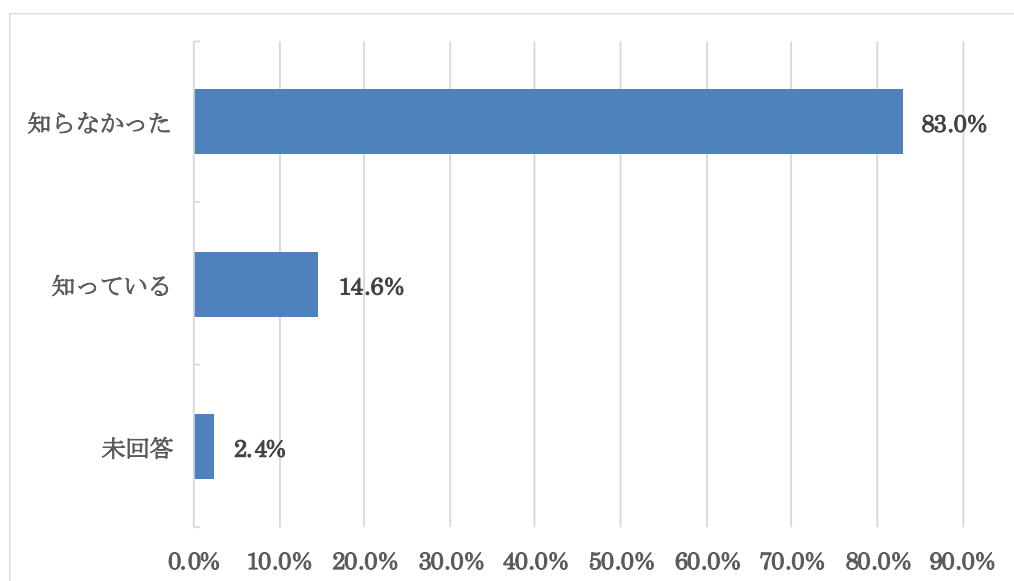
- ・ 建物が壊れたら建替える
- ・ 次に住む人がいない
- ・ 取り壊しを予定している

など

質問6. 昭和56年6月以前に建てられた木造住宅の耐震改修工事、建替え工事にかかる費用に対して市から補助を受けられることはご存じですか。(諸要件あり)

回答6

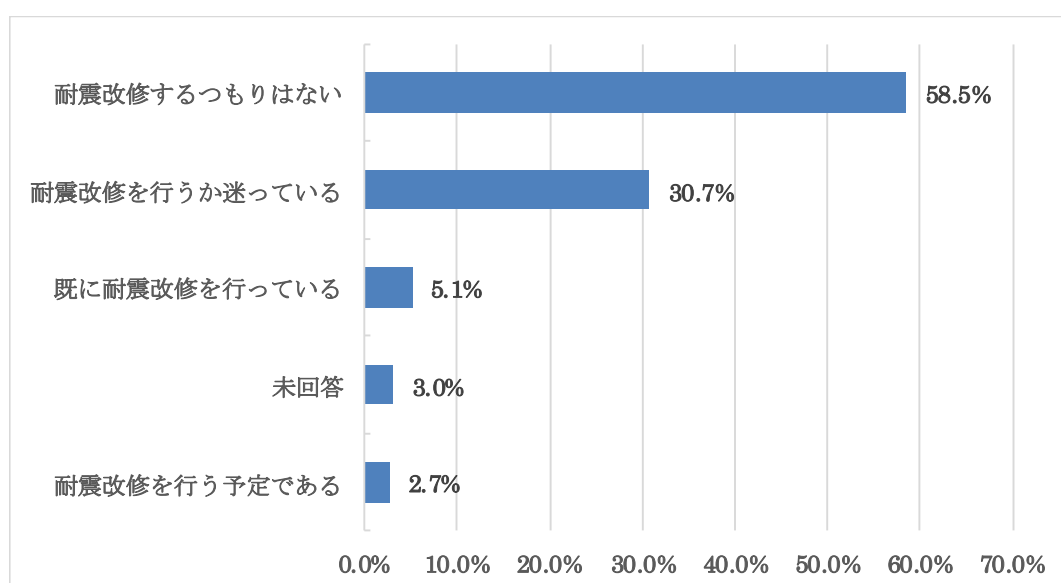
選択肢	回答数	割合
①知っている	54	14.6%
②知らなかった	308	83.0%
③未回答	9	2.4%
回答数	371	100%



質問7. 今後、住宅の耐震改修工事を行う予定についてお答えください。

回答7

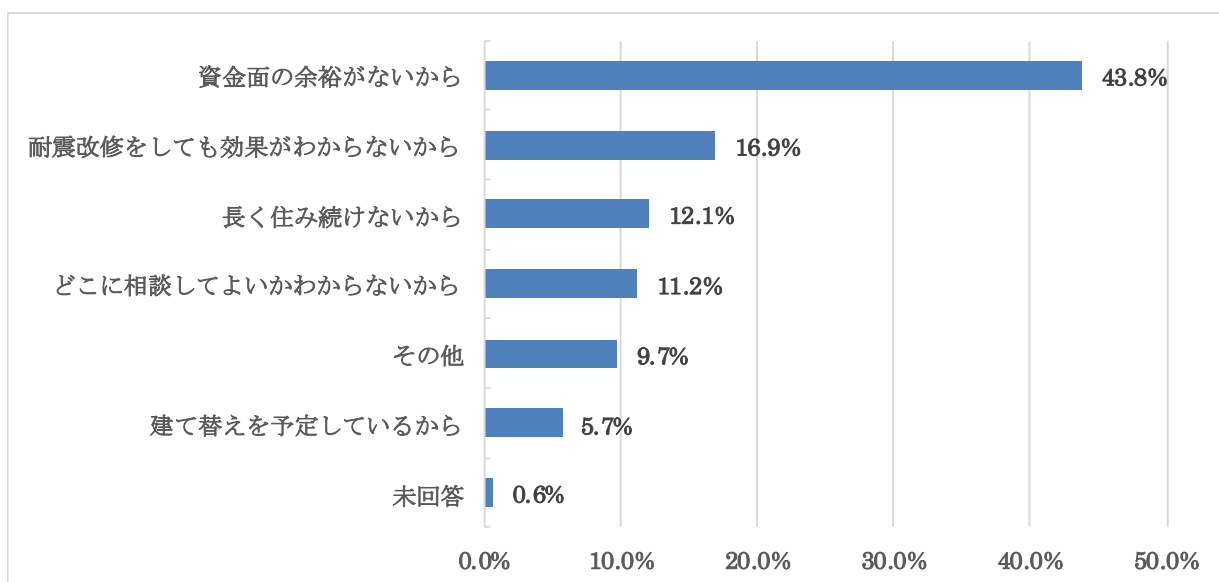
選択肢	回答数	割合
①既に耐震改修を行っている	19	5.1%
②耐震改修を行う予定である	10	2.7%
③耐震改修を行うか迷っている	114	30.7%
④耐震改修するつもりはない	217	58.5%
⑤未回答	11	3.0%
回答数	371	100%



質問 8. 質問 7 で③、④のいずれかに回答された方にお伺いします。
耐震改修工事を行わない理由をお答えください。

回答 8

選択肢	回答数	割合
①資金面の余裕がないから	145	43.8%
②どこに相談してよいかわからないから	37	11.2%
③建て替えを予定しているから	19	5.7%
④耐震改修をしても効果がわからないから	56	16.9%
⑤長く住み続けないから	40	12.1%
⑥その他	32	9.7%
⑦未回答	2	0.6%
回答数	331	100%



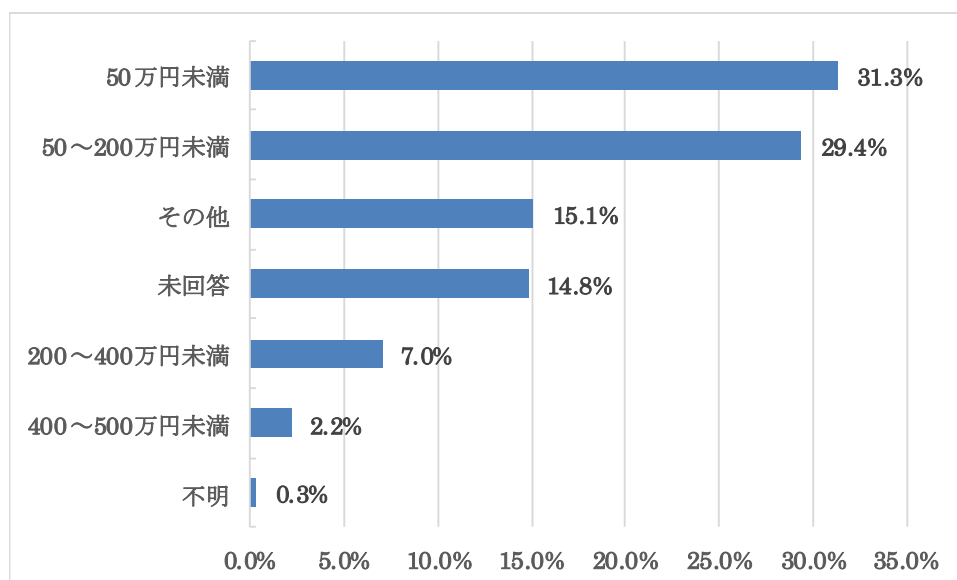
その他の回答

- ・耐震強度が不足しているかわからないから
 - ・上部構造評点が低すぎるから
 - ・壊れたら建て替えるから
- など

質問9. 耐震改修工事にかけることができる上限金額をお答えください。

回答9

選択肢	回答数	割合
①50万円未満	116	31.3%
②50～200万円未満	109	29.4%
③200～400万円未満	26	7.0%
④400～500万円未満	8	2.2%
⑤その他	56	15.1%
⑥不明	1	0.3%
⑦未回答	55	14.8%
回答数	371	100%



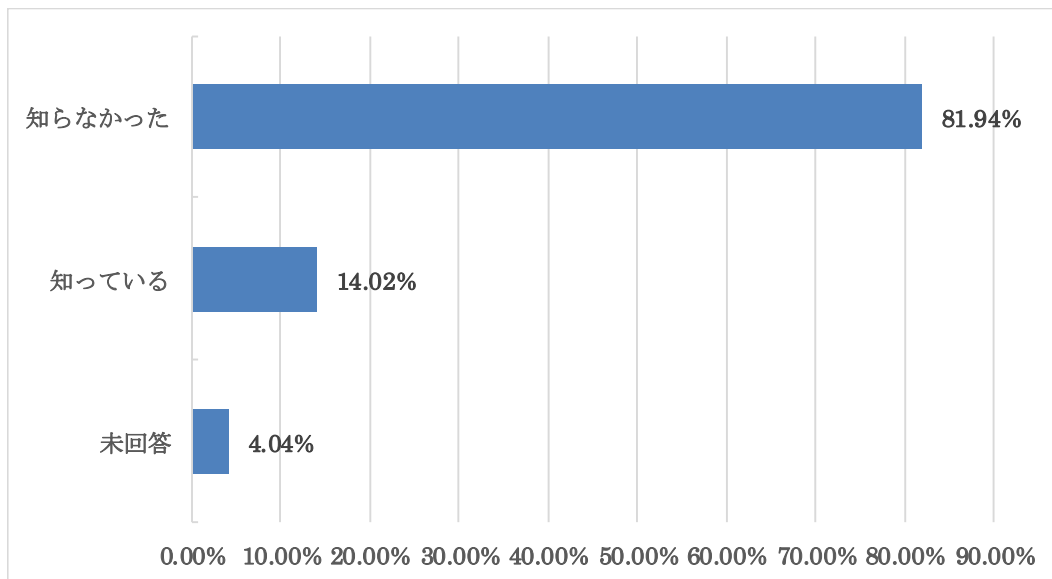
その他の回答

- ・耐震改修工事を考えていない
- ・全く資金面で余裕がない

質問10. 道路に面する倒壊の恐れのあるブロック塀の撤去費用が市から補助を受けられることをご存じですか。(諸要件あり)

回答10

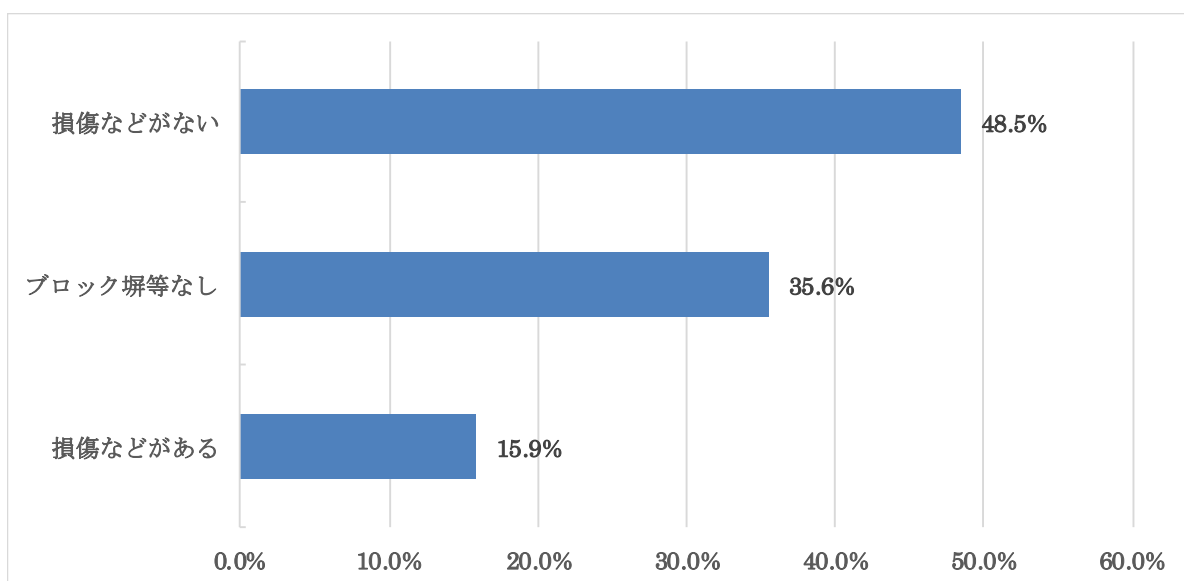
選択肢	回答数	割合
①知っている	52	14.02%
②知らなかった	304	81.94%
③未回答	15	4.04%
回答数	371	100%



質問 1 1. お住いの敷地内に、道路に面するブロック塀がある方にお伺いします。ブロック塀の状況についてお答えください。

回答 1 1

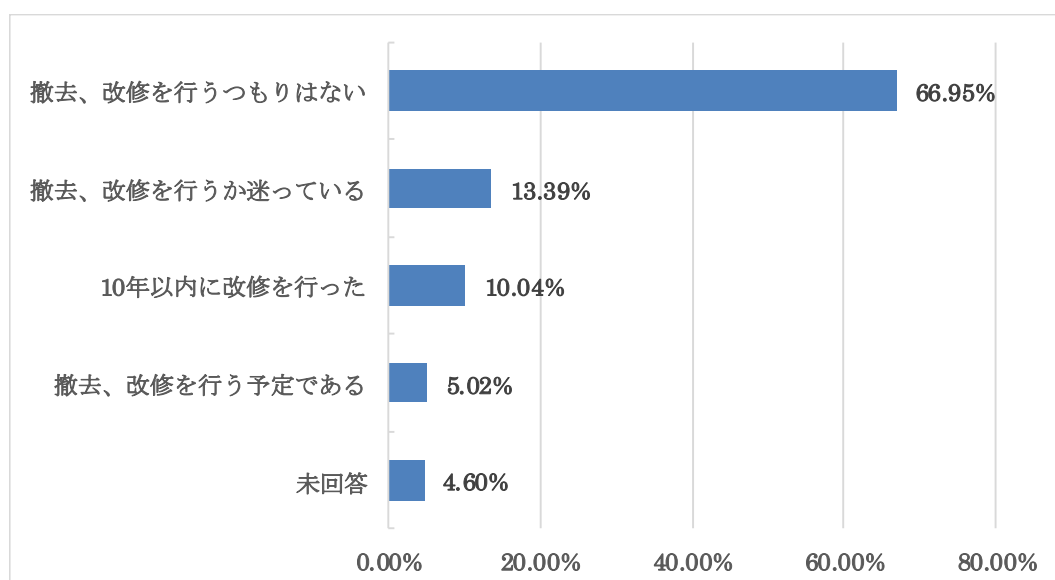
選択肢	回答数	割合
① 損傷など（ヒビ、傾き、人の力で簡単に揺らぐ）がある	59	15.9%
② 損傷など（ヒビ、傾き、人の力で簡単に揺らぐ）がない	180	48.5%
③ ブロック塀等なし	132	35.6%
回答数	371	100%



質問 1 2. お住いの敷地内にブロック塀がある方にお伺いします。今後、ブロック塀の撤去、改修を考えていますか。

回答 1 2

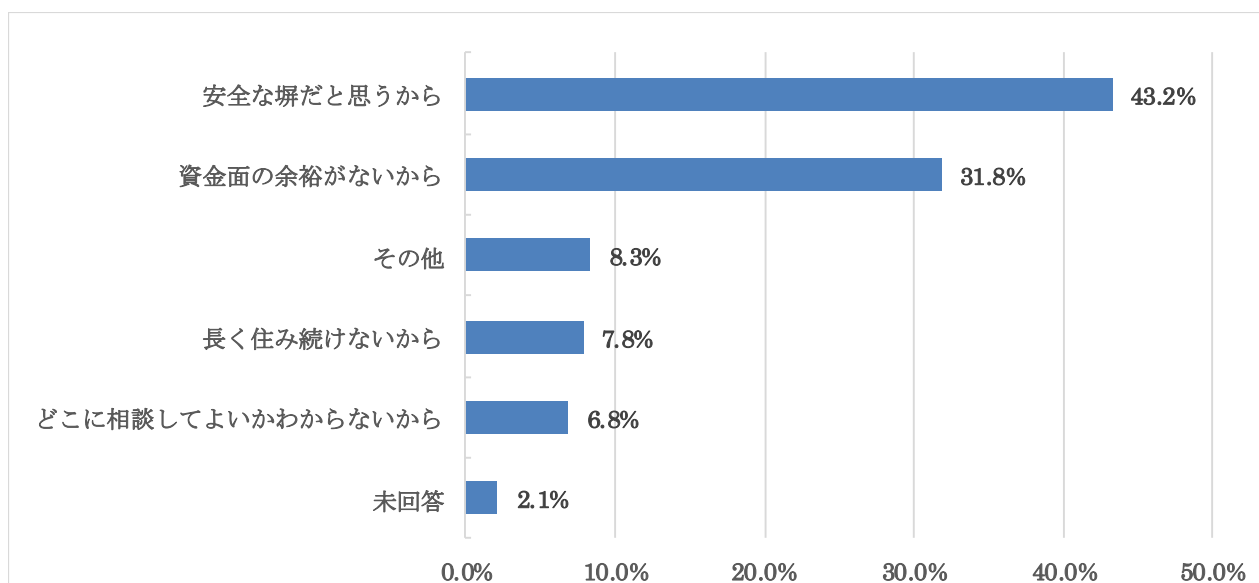
選択肢	回答数	割合
① 10年以内に改修を行った	24	10.04%
② 撤去、改修を行う予定である	12	5.02%
③ 撤去、改修を行うか迷っている	32	13.39%
④ 撤去、改修を行うつもりはない	160	66.95%
⑤ 未回答	11	4.6%
回答数	239	100%



質問 13. 質問 12 で③、④のいずれかに回答された方にお伺いします。
 ブロック塀の撤去、改修を行わない理由をお答えください。

回答 13

選択肢	回答数	割合
①資金面の余裕がないから	61	31.8%
②どこに相談してよいかわからないから	13	6.8%
③安全な塀だと思うから	83	43.2%
④長く住み続けたいから	15	7.8%
⑤その他	16	8.3%
⑥未回答	4	2.1%
回答数	192	100%



その他の回答

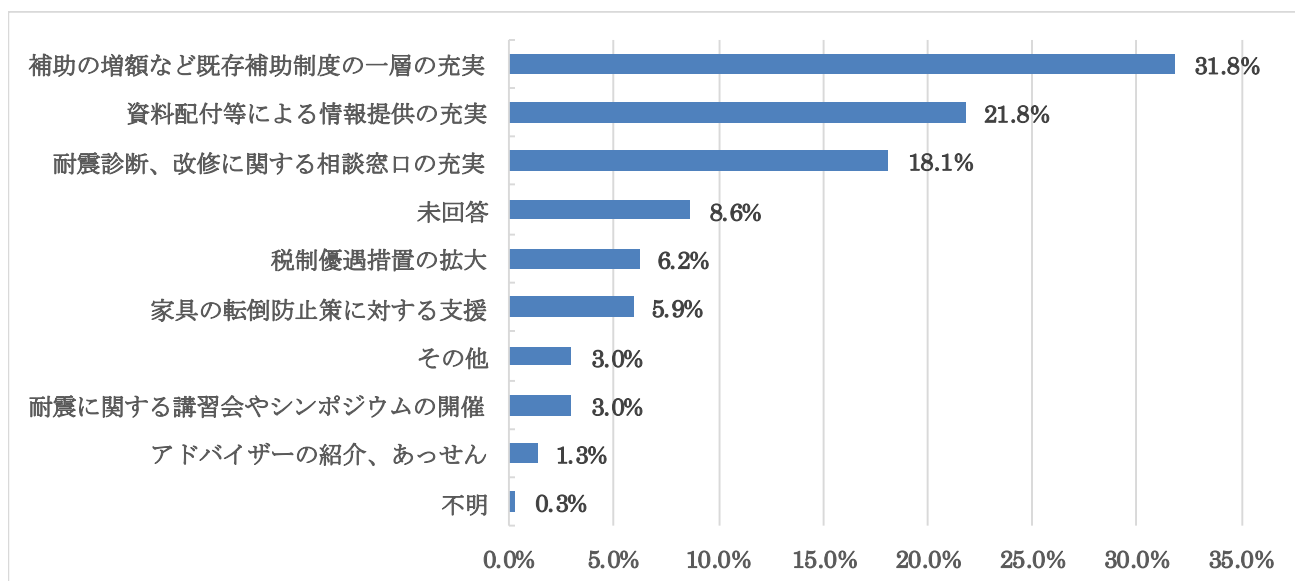
- ・高さが低いブロック塀だから
- ・隣地と共有の塀だから
- ・通学路などに面していないから

など

質問 14. 住宅の耐震化を促進するために一番必要と思われる支援策などは、何だとお考えですか。

回答 14

選択肢	回答数	割合
①耐震診断、改修に関する相談窓口の充実	67	18.1%
②資料配付等による情報提供の充実	81	21.8%
③耐震に関する講習会やシンポジウムの開催	11	3.0%
④補助の増額など既存補助制度の一層の充実	118	31.8%
⑤家具の転倒防止策に対する支援	22	5.9%
⑥税制優遇措置の拡大	23	6.2%
⑦アドバイザーの紹介、あっせん	5	1.3%
⑧その他	11	3.0%
⑨不明	1	0.3%
⑩未回答	32	8.6%
回答数	371	100%



その他の回答

- ・ 無料の耐震改修設計
- ・ 関心のない市民にも周知できる広報活動
- ・ 耐震診断の促進

など

1-5 課題の整理

1) 資金面に関する課題

「住宅の耐震改修工事を行わない」または、「行うか迷っている」理由として、4割以上が「資金面の余裕がない」という回答であり、3割以上が「補助の増額など補助制度の一層の充実」を要望しています。

耐震化の必要性を感じていても、耐震改修を実施しない最大の理由は資金面での問題となっています。

2) 情報提供に関する課題

「耐震診断を行っていないが住んでいる住宅に耐震性があると思っている」との回答が2割以上であるなど、地震に対するリスクが認識されていない状況であります。

また、市では「耐震診断士派遣事業」や「木造住宅耐震補強補助事業」など住宅の耐震化を促進するための事業を行っていますが、8割超が「事業の内容を知らない」という結果でした。

そのため、地震防災マップや補助制度などを分かりやすく多くの市民の方に周知することが課題となります。

3) 相談窓口や信頼できる業者選定に関する課題

耐震診断や耐震改修工事の実施には、診断士・工事事業者に対する信頼や安心して耐震に関する相談ができる環境整備が重要です。

アンケート結果から2割近く「窓口相談の充実」を重要視するとの意見があり、どこに相談してよいかわからないため耐震診断や耐震改修が行われていないことが考えられます。

信頼できる事業者に耐震診断・耐震改修についての相談等ができる体制の整備が課題となります。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

2-1 耐震診断及び耐震改修に関わる基本的な取り組み方針

住宅や建築物の耐震化を促進するためには、その所有者が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して耐震化に取り組むことが重要です。

本市は、こうした取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担の軽減を図るため、以下の方針で耐震化の促進に取り組んでいきます。

1) 住宅・建築物の所有者の役割と取り組み方針

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策を自らの問題のみならず、地域の問題として認識し、住宅・建築物の地震に対する安全性の確保や向上を図る必要があります。そのため、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、建て替え等に努め、自ら「生命・財産を守る」ことを基本として、主体的に耐震化に取り組むものとします。

2) 本市の役割と取り組み方針

本市は、「市民の生命・財産を守る」ことを基本とし、本計画に基づき、市有建築物の優先的かつ計画的な耐震化を促進していくとともに、地震に強いまちづくりを推進していきます。

市民に対して、耐震診断や耐震改修等の推進を図るために、市広報紙やホームページ等による情報提供や補助事業等の各種支援等を行うとともに、安心して相談できる環境の整備を行います。

本計画に掲げた建築物の耐震化の進捗と目標の達成について、定期的に検証を行い、必要な諸策を講じます。

3) 建築関係団体の役割と取り組み方針

耐震診断・耐震改修の相談窓口を設けます。

耐震診断・耐震改修に係る講習会の開催等、建築技術者の技術向上に努めます。

2-2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

1) 耐震診断士派遣事業

戸建ての木造住宅を対象に耐震診断士を派遣する「つくばみらい市木造住宅耐震診断士派遣事業」を実施します。

本事業は、茨城県が養成する木造住宅耐震診断士を派遣して耐震診断を実施することにより、市民の地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及・向上を図ることを目的としています。

表2-1 つくばみらい市木造住宅耐震診断士派遣事業

事業名	つくばみらい市木造住宅耐震診断士派遣事業
対象	主な要件 ・1981年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造住宅等 ・戸建住宅(店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅以外の用途の床面積が2分の1未満のもの) ・地上階数が2階以下 ・延べ床面積が30m ² 以上
支援内容	・専門家を派遣し、住宅の耐震診断を実施 ・地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及、向上を図る

2) 耐震改修補強補助事業

戸建ての木造住宅を対象に耐震改修工事並びに建替え工事の費用を補助する「つくばみらい市木造住宅耐震補強補助事業」を実施します。

本事業は、地震発生時における既存木造住宅の倒壊等による災害を防止することを目的としています。

表2-2 つくばみらい市木造住宅耐震補強補助事業

事業名	つくばみらい市木造住宅耐震補強補助事業
対象	主な要件 ・1981年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造住宅等 ・戸建住宅(店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅以外の用途の床面積が2分の1未満のもの) ・地上階数が2階以下 ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅 ・精密診断法により、上部構造評点を1.0以上とし、かつ、土台及び基礎が構造体力上安全であることが確かめられる耐震改修工事の補強計画及び設計図書の制作を行うこと。 ・耐震改修設計に基づき、基礎の補強並びに土台、柱、筋交い、はり、壁等の補強及び改修を行うこと。
支援内容	・耐震改修設計及び耐震改修工事に係る費用の4/5(上限100万円) ・建て替え工事に係る費用の4/5(上限100万円)

3) 税制上の優遇制度

建築物の耐震化を促進するための施策として、2006年度の税制改正により「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制」が創設されました。

これは、旧耐震基準で建築された建築物の耐震改修を実施した個人及び法人が受けることができる固定資産税の制度であり、市内の住宅の耐震改修にも適用されることから、この措置に関する情報提供に努め、耐震化の促進を図ります。

また、(独)住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)が実施している耐震改修工事を伴うリフォーム融資についても情報提供に努め、耐震化の促進を図ります。

表 2-3 既存住宅に係る耐震改修促進税制(固定資産税)

事業名	既存住宅に係る耐震改修促進税制(固定資産税)
対象住宅	旧耐震基準(1981年5月31日以前の耐震基準)により建築された住宅の耐震改修を行った場合の所得税控除
対象区域	対象区域に制限なし
概要	標準的な工事費用相当額の10%相当額を所得税から控除 主な要件 ・その者が主として居住の用に供する家屋であること ・1981年5月31日以前に着工されたものであること ・現行の耐震基準に適合しないものであること

4) その他

今後、上記支援のほか、支援策の充実に努めます。

2-3 耐震化を促進するための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど住宅・建築物の所有者等が耐震改修を実施するにあたっては様々な不安材料があります。したがって、耐震改修を促進するためには、これらの建物の所有者が安心して耐震改修に取り組めるような環境整備が必要です。

特に、工事の依頼先や工事費用、工事内容、工事の効果等の不安を解消することが重要であるため、以下のような施策を講じ、耐震化促進のための環境整備を進めます。

1) 住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録リストの公表

住宅リフォームを計画している市民の方々が、適正な工法・価格で必要な性能を備えた住宅が確保できるように、また、地震時の被害軽減策としての耐震改修を安心して適切に行えるよう、県で登録を行っている住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録リストの公表・周知に努めます。

また、地元の優良なリフォーム工事業者についても、県で行っている登録制度の推進を図り、その周知に努めます。

2) 安心して相談できる環境の整備

市では、開発指導課において、住宅や特定建築物の所有者が耐震診断や耐震改修について、いつでも安心して相談できる環境を整備します。

3) その他

今後、上記環境整備のほか耐震化を促進するための環境整備に努めます。

2-4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

1) ブロック塀の安全対策

ブロック塀が地震により倒壊すると、死傷者がでることに加え、道路の閉塞や避難、救急・救命活動の妨げとなるおそれがあります。2018年6月に発生した大阪北部地震では、耐震性に問題のあるブロック塀が倒壊し、通学中の小学生が下敷きになって亡くなる被害を及ぼしました。



▲地震によるブロック塀の倒壊

本市では、避難路の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、補助制度の充実に努めます。

また、ブロック塀等が倒壊することによる危険性の周知、啓発や補助制度を活用した危険なブロック塀等の解消を促進します。

なお、避難路の位置は、緊急輸送道路及び通学路（つくばみらい市教育委員会及び各学校が指定するもの）とします。

表 2-4 つくばみらい市危険ブロック塀等撤去補助事業

事業名	つくばみらい市危険ブロック塀等撤去補助事業
対象	主な要件 ・倒壊の危険性があり、かつ、倒壊によって通学路等を通行する者に危険を及ぼすおそれのある組積造もしくは補強コンクリートブロック造の塀 ・通学路等に面するものであること ・道路面からの高さが80cmを超えるものであること
概要	①危険ブロック塀の撤去に係る費用 ②撤去部分の延長1mあたりに14,000円を乗じた額 補助金の額は①、②のいずれか低い額に3分の2を乗じた額（上限10万円）

2) 窓ガラス、天井落下防止対策等について

市街地で人の通行が多い沿道に建つ建築物や避難路沿いにある建築物の窓ガラスの地震対策、外壁に使われているタイルや屋外広告物等の落下防止対策、また、大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等について、建築物の所有者、管理者等に対し安全対策措置を講じるよう、県と協働して啓発・指導を行っていきます。



▲地震による外壁・窓ガラスの破損

3) エレベーターの閉じこめ防止対策

建築基準法によるエレベーターの定期検査の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターについて、地震時のリスク等を建物所有者に周知し、耐震安全性の確保の促進を県と協働して図ります。

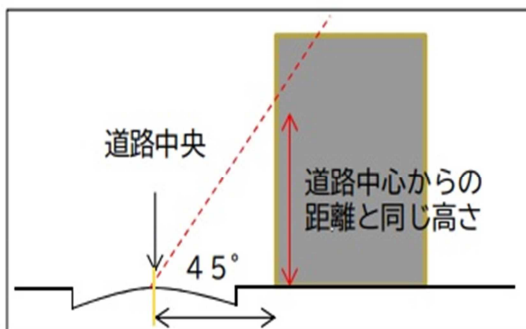
2-5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

県計画では、法第5条第3項第3号に基づき、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の妨げになる恐れのある道路として、「茨城県地域防災計画」で定められた「第一次・第二次・第三次緊急輸送道路」を指定しています。また、これらの「緊急輸送道路」のうち、「広域の緊急輸送を担う交通軸である道路（高速道路・直轄国道等）」及び、「これらの道路から非常時に広域的な活動拠点となる施設へのアクセス道路」を、法第5条第3項第2号に基づき、沿道の対象建築物等（図2-1、図2-2参照）に耐震診断を義務付ける道路*と位置付けています。

本市においては、県の地域防災計画に位置付けられている緊急輸送道路の市内を通る部分について、震災時の救命活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担うことから、県との連携を密に図り、沿道の建築物等については補助制度等を活用し耐震化を促進していきます。

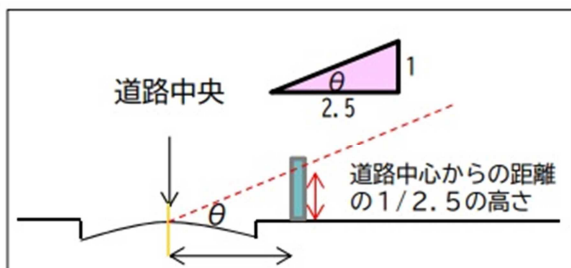
*市内の耐震診断義務付け道路は常磐自動車道のみ

図2-1 対象となる建築物



倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物（高さ6mを超えるもの）

図2-2 対象となる組積造の塀



倒壊した場合において、前面道路の通行の妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある組積造の塀で建物に付属するもの（長さ25mを超えるもの）

表 2-5 市内を通る緊急輸送道路

路線番号	種別	路線名	起点側	終点側
E6	第一次	常磐自動車道	守谷市県境(千葉県)から	北茨城市県境(福島県)まで
294	第一次	国道 294 号	取手市白山 1 丁目 国道 6 号交差(国道 294 号入口交差点)から	筑西市県境(栃木県)まで
19	第一次	取手つくば線 ((仮)つくばみらい SIC 供用から)	取手市清水 国道 6 号交差(酒詰交差点)から	つくばみらい市谷井田 一般県道常総取手線交差まで
130	第一次	常総取手線 ((仮)つくばみらい SIC 供用から)	常総市新井木町 国道 354 号交差(大和橋北交差点)から	つくばみらい市谷井田 主要地方道取手つくば線交差まで
3	第二次	つくば野田線	つくばみらい市小絹 国道 294 号交差(小絹東交差点)から	坂東市県境(千葉県)まで
19	第二次	取手つくば線	つくばみらい市板橋 主要地方道野田牛久線交差(東板橋交差点)から	つくば市谷田部 常磐自動車道(谷田部 IC)まで
		〃 (バイパス供用開始まで)	つくばみらい市板橋 主要地方道野田牛久線交差から	つくばみらい市板橋 主要地方道野田牛久線交差まで
		〃 (供用開始から)	つくばみらい市谷井田 一般県道常総取手線交差から	つくばみらい市板橋 主要地方道野田牛久線交差(東板橋交差点)まで
		〃 ((仮)つくばみらい SIC 供用まで)	取手市清水 国道 6 号交差(酒詰交差点)から	つくばみらい市谷井田 一般県道常総取手線交差まで
46	第二次	野田牛久線	守谷市中央 4 丁目 国道 294 号交差から	つくばみらい市陽光台 4 丁目 一般県道東櫛戸真瀬線交差(陽光台 4 丁目南交差点)まで
		〃	つくばみらい市板橋 主要地方道取手つくば線交差から	牛久市田宮町 国道 6 号交差(田宮跨線橋西交差点)まで
		〃 (取手つくば線供用開始まで)	つくばみらい市豊体 一般県道常総取手線交差(豊体交差点)から	つくばみらい市板橋 主要地方道取手つくば線交差まで
		〃 (供用開始から)	つくばみらい市陽光台 4 丁目 一般県道東櫛戸真瀬線交差(陽光台 4 丁目南交差点)から	つくばみらい市板橋 主要地方道取手つくば線交差まで
130	第二次	常総取手線 ((仮)つくばみらい SIC 供用まで)	常総市新井木町 国道 354 号交差(大和橋北交差点)から	つくばみらい市谷井田 主要地方道取手つくば線交差まで
328	第二次	谷井田稲戸井停車場線	つくばみらい市谷井田 一般県道常総取手線交差から	守谷市みずき野 7 丁目 守谷市道交差(みずき野十字路交差点)まで
355	第二次	東櫛戸真瀬線	つくばみらい市陽光台 4 丁目 主要地方道野田牛久線交差(陽光台 4 丁目交差点)から	つくばみらい市台 一般県道赤浜谷田部線交差まで
		〃 (供用開始から)	つくばみらい市台 一般県道赤浜谷田部線交差から	つくば市真瀬 国道 354 号交差(真瀬入口交差点)まで
133	第三次	赤浜谷田部線	つくばみらい市坂野新田 つくばみらい市道交差から	つくば市みどりの つくば市道交差(上萱丸交差点)まで
211	第三次	高岡藤代線	つくばみらい市高岡 主要地方道取手つくば線交差から	榎飯田商事運輸高岡倉庫まで
	第三次	つくばみらい市道 105 号線、5-3323 号線	つくばみらい市台 一般県道赤浜谷田部線交差から	沼尻産業(株)つくばアーカイブセンターまで
	第三次	つくばみらい市道 133 号線	つくばみらい市福田 一般県道常総取手線交差(福田交差点)から	つくばみらい市役所まで

出典：茨城県耐震改修促進計画

2-6 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

避難地や防災拠点施設等に通じる避難路候補、及びこの避難路に通じる細街路等の幅員等を今後調査し、避難路等沿道住宅・建築物耐震化基礎資料として整備します。

これに基づき、これらの道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

第3章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び指導等

3-1 地震ハザードマップの作成及び公表

地震ハザードマップは、地震による震度(揺れ)や建物の倒壊率、避難場所等の情報を示したもので、平常時より市民にわかりやすく地震による影響や備えを情報提供することによって、防災意識の向上や住宅・建築物の耐震化の促進、地震による被害の軽減等を目的として作成するものです。

本市では地震ハザードマップを作成し、ホームページ等により公表しています。

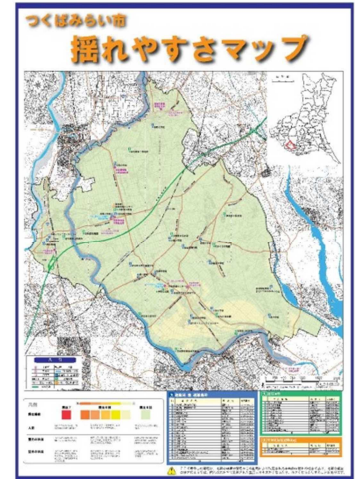


図3-1 地震ハザードマップ

3-2 相談体制の整備及び情報提供の充実

本市において県と協働して相談窓口を設けることとし、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介等の情報提供を行います。

また、市広報紙やホームページ、SNS、イベントなどあらゆる手段を通じて、少しでも多くの市民に耐震化の補助制度等の情報を発信していきます。

3-3 講習会の開催やパンフレットの作成・配布

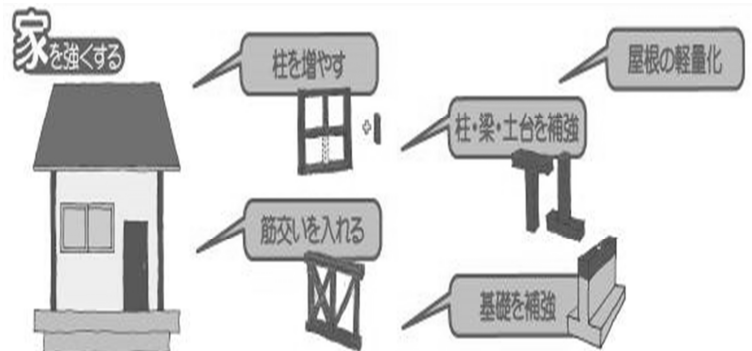
住宅の簡易耐震診断や補助事業に関するものなど、法第17条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター((財)日本建築防災協会)発行のパンフレット等を配布し、耐震化に関する啓発を行います。

また、県と連携し、地震の危険性や建物の耐震性について正確な知識や情報が提供できるよう、セミナーや講習会を開催し、耐震診断・改修の重要性に関する啓発に努めます。

3-4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

耐震改修は、単独でするよりもリフォーム工事にあわせて実施する方が工事費等の面で効率的です。

一方、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど不安材料もあります。それらの不安を解消するため、住宅リフォーム等を計画している市民の方が、適切な工法・価格で所要の性能を備えた住宅が確保できるよう県で養成したリフォームアドバイザーの紹介・周知を行います。



3-5 自治会等との連携策及び取り組み支援策について

県や市等の行政主体に加え、建築協力団体や自治会、学校、NPO等が連携して、地域全体での耐震化や危険ブロック塀等の改修・撤去等の取組みを進められるよう、具体的方策を検討していきます。

3-6 耐震改修促進法による指導等の実施

1) 法による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

本市は所管行政庁*である県と連携して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を奨める。特に倒壊を防止する必要性が高いものについては、より具体的な対応を求める「指示」や「公表」が県からできることになっています(本節は、県が主体となり、市が連携して進めます)。

※所管行政庁とは、建築主事を置く市町村においてはその市町村の長であり、その他の市町村では、都道府県知事。
(耐震改修促進法 第2条) 建築主事とは、建築基準法にもとづき建築計画の確認等を行うために、知事または市町村長が任命した者。

2) 耐震診断又は耐震改修の指導等の方法

「指導」及び「助言」は、建築物の耐震診断・耐震改修の必要性を説明して、耐震化の実施に関する啓発文書を送付し、相談に応じる方法で行います。

「指示」は、特に倒壊を防止する必要があるものに対して、指導及び助言のみでは協力が得られない場合に、指示書を交付する等の方法で行います。

「公表」は“正当な理由”がなく、耐震診断・耐震改修の「指示」に従わないときに実施し、県が広報誌やホームページ等により公表します。

3-7 建築基準法による勧告又は命令等の実施

本市では特定行政庁*である県が建築物の損傷・腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合において、建築物の除却・改築・修繕等必要な措置を「勧告」します。また“正当な理由”がなく「勧告」に従わない場合には「命令」を行います。

耐震改修等の「指示」に従わないことにより「公表」した建築物で、その建築物の倒壊による周辺等への影響が大きいと認められる場合や地震に対する安全性について、より危険であると認められる建築物の所有者に対して、速やかに建築物の除却・改築・修繕等を「命令」を県が行います。

※特定行政庁とは、建築主事を置く市町村においてはその市町村の長であり、その他の市町村では、都道府県知事。
(建築基準法 第2条)